

京都市告示第 85 号

京都コンサートホール条例第4条ただし書の規定に基づき、次のとおり京都コンサートホールを臨時開館します。

平成19年6月11日

京都市長 榎本 頼兼

臨時に開館する日 平成19年7月17日(火) 午前9時～午後10時 事務所
午前9時～午後11時 駐車場

(文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課)